

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

産業文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業文化センター条例施行規則（昭和60年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第7条関係）					別表第1（第7条関係）					
区分		単位		料金	区分		単位		料金	
電気料		[略]		円 <u>30</u>	電気料		[略]		円 <u>40</u>	
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）					
区分		単位	利用料金 の上限額 (1回に つき)	備考	区分		単位	利用料金 の上限額 (1回に つき)	備考	
催事 場	舞台 設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>11,890</u>		舞台 設備	せり上げ舞台	[略]	円 <u>12,230</u>	
		演台	[略]	<u>530</u>	[略]		演台	[略]	<u>540</u>	[略]
		舞台用幕	[略]	<u>5,950</u>			舞台用幕	[略]	<u>6,120</u>	
	音響 設備	放送設備	[略]	<u>3,800</u>	[略]	音響 設備	放送設備	[略]	<u>3,910</u>	[略]
		演奏ワゴン	[略]	<u>2,150</u>			演奏ワゴン	[略]	<u>2,210</u>	
		レコードプレーヤー	[略]	<u>900</u>			レコードプレーヤー	[略]	<u>930</u>	
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>900</u>			コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>930</u>	
		ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>900</u>			ミニディスクプレーヤー	[略]	<u>930</u>	
		カセットテープレコーダー	[略]	<u>900</u>			カセットテープレコーダー	[略]	<u>930</u>	
		デジタルテープレコーダー	[略]	<u>900</u>			デジタルテープレコーダー	[略]	<u>930</u>	
		はね返りスピーカー	[略]	<u>650</u>			はね返りスピーカー	[略]	<u>670</u>	
		マイクロホン	[略]	<u>530</u>			マイクロホン	[略]	<u>540</u>	
		携帯用拡声器	[略]	<u>710</u>			携帯用拡声器	[略]	<u>730</u>	
		照明 設備	フットライト	[略]	<u>650</u>			照明 設備	フットライト	[略]
アッパーホリゾン トライト	[略]		<u>1,020</u>		アッパーホリゾン トライト	[略]	<u>1,050</u>			
ロアホリゾントラ	[略]		<u>530</u>		ロアホリゾントラ	[略]	<u>540</u>			

	イト				
	ボーダーライト	[略]	<u>820</u>		
	サスペンションライト	[略]	<u>1,020</u>		
	シーリングライト	[略]	<u>1,600</u>		
	シーリングライト (リング上)	[略]	<u>820</u>		
	スタンド式ライト	[略]	<u>260</u>		
	クセノンピンスポットライト	[略]	<u>5,570</u>		
映像 設備	ビデオセット	[略]	<u>890</u>		
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>890</u>		
スポ ーツ 用具 等	テニス用具	[略]	<u>600</u>	[略]	
	バレーボール用具	[略]	<u>600</u>	[略]	
	バドミントン用具	[略]	<u>380</u>	[略]	
	バスケットボール用具	[略]	<u>1,900</u>		
	卓球用具	[略]	<u>760</u>	[略]	
	ハンドボール用具	[略]	<u>580</u>	[略]	
	電光表示盤	[略]	<u>5,330</u>	[略]	
その 他	ピアノ	[略]	<u>4,050</u>		
会議 場	音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>530</u>	
		無線式音声受信機	[略]	<u>80</u>	
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>900</u>	
		カセットテープレコーダー	[略]	<u>900</u>	
	照明 設備	ピンスポットライト	[略]	<u>1,400</u>	
	映像 設備	ビデオプロジェクター200インチ	[略]	<u>5,440</u>	
		ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,720</u>	[略]
		ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,720</u>	[略]
		液晶プロジェクター6,000ルーメン	[略]	<u>2,930</u>	
		液晶プロジェクター	[略]	<u>790</u>	

	イト				
	ボーダーライト	[略]	<u>840</u>		
	サスペンションライト	[略]	<u>1,050</u>		
	シーリングライト	[略]	<u>1,640</u>		
	シーリングライト (リング上)	[略]	<u>840</u>		
	スタンド式ライト	[略]	<u>270</u>		
	クセノンピンスポットライト	[略]	<u>5,730</u>		
映像 設備	ビデオセット	[略]	<u>910</u>		
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>910</u>		
スポ ーツ 用具 等	テニス用具	[略]	<u>620</u>	[略]	
	バレーボール用具	[略]	<u>620</u>	[略]	
	バドミントン用具	[略]	<u>390</u>	[略]	
	バスケットボール用具	[略]	<u>1,950</u>		
	卓球用具	[略]	<u>780</u>	[略]	
	ハンドボール用具	[略]	<u>600</u>	[略]	
	電光表示盤	[略]	<u>5,480</u>	[略]	
その 他	ピアノ	[略]	<u>4,170</u>		
会議 場	音響 設備	マイクロホン	[略]	<u>540</u>	
		無線式音声受信機	[略]	<u>80</u>	
		コンパクトディスクプレーヤー	[略]	<u>930</u>	
		カセットテープレコーダー	[略]	<u>930</u>	
	照明 設備	ピンスポットライト	[略]	<u>1,440</u>	
	映像 設備	ビデオプロジェクター200インチ	[略]	<u>5,590</u>	
		ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,830</u>	[略]
		ビデオプロジェクター100インチ	[略]	<u>3,830</u>	[略]
		液晶プロジェクター6,000ルーメン	[略]	<u>3,010</u>	
		液晶プロジェクター	[略]	<u>810</u>	

	ー3, 200ルーメン			
	16mm映写機	[略]	<u>2,340</u>	
	スライド映写機	[略]	<u>2,320</u>	[略]
	スライド映写機	[略]	<u>1,450</u>	[略]
	カラーテレビ37型	[略]	<u>1,740</u>	
	プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,120</u>	
	モニターテレビ	[略]	<u>1,860</u>	[略]
	VHSビデオデッキ1	[略]	<u>910</u>	
	VHSビデオデッキ2	[略]	<u>430</u>	
	βビデオデッキ	[略]	<u>490</u>	
	コンパチビデオデッキ	[略]	<u>740</u>	
	教材提示装置	[略]	<u>1,090</u>	
	レーザーディスクプレーヤー	[略]	<u>440</u>	
	カラーテレビカメラ	[略]	<u>1,690</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,330</u>	
その他	レーザーポケットマーカー	[略]	<u>130</u>	
	ポータブルステージ	[略]	<u>420</u>	

[略]

	ー3, 200ルーメン			
	16mm映写機	[略]	<u>2,410</u>	
	スライド映写機	[略]	<u>2,390</u>	[略]
	スライド映写機	[略]	<u>1,490</u>	[略]
	カラーテレビ37型	[略]	<u>1,790</u>	
	プラズマディスプレイ50型	[略]	<u>1,150</u>	
	モニターテレビ	[略]	<u>1,910</u>	[略]
	VHSビデオデッキ1	[略]	<u>940</u>	
	VHSビデオデッキ2	[略]	<u>440</u>	
	βビデオデッキ	[略]	<u>500</u>	
	コンパチビデオデッキ	[略]	<u>760</u>	
	教材提示装置	[略]	<u>1,120</u>	
	レーザーディスクプレーヤー	[略]	<u>450</u>	
	カラーテレビカメラ	[略]	<u>1,740</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	[略]	<u>1,370</u>	
その他	レーザーポケットマーカー	[略]	<u>130</u>	
	ポータブルステージ	[略]	<u>430</u>	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。